

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程をここに公布する。

2024年5月8日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第1号

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）が、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、当該成果を絶えず地域社会に還元するとともに、地域貢献のため産学連携活動を展開することを通じて学術の発展、市民の健康及び生活の質の向上に寄与するに当たり、生じる利益相反に係る適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、社会からの信頼を保持し、適正で効率的な産学連携活動に取り組むことができる環境を整え、もって円滑にその推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に定めるものをいう。

ア 役員（非常勤を除く。）

イ 職員（非常勤を除く。）

ウ 学生のうち産学連携活動に参画することが認められているもの

エ アからウまでに定めるもののほか、委員会（第6条第1項に規定する委員会をいう。第5条において同じ。）が指定するもの

(2) 企業等 企業（大学発ベンチャー企業含む。）又は営利を目的とする団体等をいう。

(3) 産学連携活動 企業等との間で行う技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導を含む。）、共同研究又は受託研究、研究助成金又は教育研究奨励寄附金の受入れ等及び職員等が企業等で行う兼業活動等のことをいう。

(4) 利益相反 次のものをいう

ア 狭義の利益相反 職員等又は法人が産学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株その他利益をいう。）と、教育・研究という法人における責任が衝突・相反している状況をいう。

イ 個人としての利益相反 狭義の利益相反のうち、職員等が得る利益と職員等の法人における責任との相反をいう。

ウ 法人としての利益相反 狭義の利益相反のうち、法人が得る利益と法人の社会的責任との相反をいう。

エ 責務相反 職員等が主に兼業活動を行うことによって生じる企業等に対する職務遂行責任と法人における職務遂行責任が両立し得ない状況をいう。

(職員等の責務等)

第3条 職員等は、利益相反の発生が懸念される場合は、第7条第1項に規定する利益相反アドバイザーその他これに類する者へ相談を行い、その回避に自ら努めるものとする。

2 職員等のうち細則で定める指導監督する者は、所属する職員等に対し、利益相反マネジメントを適切に遂行するよう、助言指導するものとする。

(利益相反マネジメントの対象)

第4条 利益相反マネジメントは、次に掲げる者が次項各号に規定する場合に該当するときに行うものとする。

(1) 職員等

(2) 当該職員等の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他当該職員等と生計を一にする者(以下「配偶者等」という。)(次項第1号から第3号まで又は第7号に該当する場合に限る。)

(3) 職員等又は当該職員等の配偶者等が出資し、又は役員に就任するなどしてその運営に相当の影響を有する法人(次項第1号から第4号まで又は第7号に該当する場合に限る。)

2 前項に規定する次項各号に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 企業等と産学連携活動を行う場合

(2) 産学連携活動に係る企業等から、給与、原稿料、寄附金その他これらに類するもの、設備又は物品等の提供により個人的な経済的利益を得る場合

(3) 産学連携活動に係る企業等から、公開又は未公開の株式、出資金、新株予約権、受益権等の個人的な経済的利益を得る場合

(4) 産学連携活動に係る企業等に自らの発明等を技術移転する場合

(5) 産学連携活動に係る企業等へ学生等を当該活動に従事させる場合

(6) 産学連携活動に係る企業等に対し法人の施設及び設備の利用の提供し、又は当該企業等から物品を購入する場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が対象と認める場合

3 前項各号に掲げる場合等に関連して法人が組織として利益を得る場合は、利益相

反マネジメントを行うものとする。

(職員等の自己申告)

第5条 職員等は、細則で定めるところにより、理事長に対し、利益相反に関する自己申告を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定に基づき自己申告がされたときは、委員会に諮問するものとする。

3 前2項の規定は、前条第3項の法人が組織として利益を得る場合について準用する。

(利益相反マネジメント委員会の設置, 権限等)

第6条 第1条の目的を達成するため、理事長の下に公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長から前条第2項の規定による諮問を受けて利益相反に関する自己申告を調査及び審査し理事長に意見を述べるほか、利益相反に係る施策、啓発その他利益相反マネジメントについて必要な提言等を行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(利益相反アドバイザー)

第7条 法人に、利益相反マネジメントを適切に遂行するために、利益相反アドバイザーを置く。

2 利益相反アドバイザーは、理事長が、専門的知識を有する者を法人の役員若しくは職員から任命し、又は法人の役員若しくは職員以外の者を委嘱する。

3 利益相反アドバイザーは、利益相反に関する日常的な相談窓口として、職員等からの利益相反に関する相談を受け付けるものとする。

4 利益相反アドバイザーは、利益相反に関する相談に対する必要な助言又は指導を行い、これに関する記録を必要に応じて委員会委員長に報告するものとする。

(職員等の調査協力)

第8条 職員等は、第6条第2項の規定に基づく調査及び審査に協力しなければならない。

(審査結果等に関する報告)

第9条 委員会は、第6条第2項の規定に基づく調査及び審査の結果を理事長及び学長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告に基づき、学長と協議し、利益相反に該当する状況が生じ、これに対する是正措置等が必要と判断した場合は、当該是正措置等を決定し、当該職員等に通知する。

(職員等の報告)

第10条 職員等は、前条第2項の規定に基づく是正措置等の通知を受けた場合は、当該是正措置等を講じ、その実施状況を理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の規定に基づき報告があったときは、当該報告を委員会に通知する。

(不服申立て)

第11条 第9条第2項の規定に基づき是正措置等の決定(以下「決定」という。)を受けた職員等は、理事長に対して、不服申立てをすることができる。

(不服申立て期間)

第12条 前条に規定する不服申立ては、決定があったことを知った日の翌日から起算して1週間以内にしなければならない。

(不服申立書の提出)

第13条 不服申立ては、細則で定めるところにより、申し立てなければならない。

2 不服申立書には、是正措置決定通知書の写しを添付しなければならない。

(不服申立ての補正)

第14条 不服申立書が前条の規定に違反する場合は、理事長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じるものとする。

(審理手続を経ないで却下決定)

第15条 理事長は、不服申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、当該不服申立てを、却下することができる。

- (1) 不服申立てをすることができない者によって不服申立てがされたとき。
- (2) 第12条に規定する期間を超えて不服申立てがされたとき。
- (3) 不服申立人が前条の期間内に不備を補正しないとき。
- (4) 不服申立てが補正できないことが明らかなきとき。

(不服申立ての取下げ)

第16条 第11条の規定に基づき不服申立てをした者(以下「不服申立人」という。)は、決定があるまでは、いつでも不服申立てを取り下げることができる。

2 不服申立ての取下げは、細則で定めるところによるものとする。

(審査会への諮問等)

第17条 理事長は、不服申立書の提出を受けたときは、第15条の規定に基づき却下する場合を除き、速やかに、公立大学法人神戸市看護大学利益相反に係る不服申立審査会(以下「審査会」という。)に諮問するものとする。

2 理事長は、前項の規定に基づき諮問したときは、不服申立人に対し、細則で定め

るところにより、当該諮問をした旨を通知するものとする。

(審査会の設置及び権限)

第18条 理事長は、前条第1項の規定により諮問しようとするときは、審査会を設置する。

2 審査会は、理事長から前条第1項の規定による諮問に応じて審査を行い、第9条第2項の是正措置等に関し理事長に答申するものとする。

(審査会の組織)

第19条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 審査会の委員は、理事長が任命し、又は委嘱する。

3 委員のうち1人以上は、専門的知見を有する者をもって充てる。

(審査会の委員長及び副委員長)

第20条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

2 審査会委員長及び審査会副委員長は、理事長が指名する。

3 審査会委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 審査会委員長に事故があるとき又は審査会委員長が欠けたときは、審査会副委員長がその職務を代理する。

(審査会の招集)

第21条 審査会は、審査会委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(審査会の調査の権限)

第22条 審査会は、必要があると認める場合は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人にその主張を記載した細則で定める書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(審査会への意見の陳述)

第23条 審査会は、不服申立人の申立てがあった場合には、当該不服申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

(審査会への主張書面等の提出)

第24条 不服申立人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。

この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(審査会の議事)

第25条 審査会の議事は、出席者の4分の3以上をもって決する。

(答申書の提出)

第26条 審査会は、諮問に対する答申内容を決定したときは、速やかに、細則で定める答申書を理事長に提出するものとする。

(議事録の作成)

第27条 審査会委員長は、審査会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第28条 審査会の庶務は、経営管理課総務係において、処理する。

(審査会の細則の委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、審査会委員長が審査会に諮って定める。

(決定)

第30条 理事長は、審査会から諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、遅滞なく、決定をしなければならない。

2 理事長は、不服申立てに理由がないと認める場合は、当該不服申立てを棄却する。

3 理事長は、不服申立てに理由があると認める場合には、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

4 第2項又は前項の決定は、細則で定める書面により行うものとする。

(秘密の保持)

第31条 委員会の委員、審査会の委員等その他利益相反マネジメントに関わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職を退いた後も同様とする。

(施行細則の委任)

第32条 この規程の施行に関し必要な事項は、公立大学法人神戸市看護大学運営調整会議の議を経て、細則で定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2024年4月1日から適用する。